

適切な意思決定支援に関する指針

医療法人飯岡会 いいおか医院は、
患者様が適切な意思決定をすることができるように、
以下の指針を定めます。

1. 医師等の医療従事者から、現状、医療行為等の選択肢、今後の予測などの適切な情報提供を行います。
2. 医療・ケアを受ける本人およびそれを支える家族が、多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分話し合いを行えるようにします。
3. 本人の意志を最優先とし、家族や医療・ケアチームが納得できる意思決定となることを目標とします。
4. 意志は変化しうるものであることを踏まえ、本人や家族との話し合いが繰り返し行われるようにします。
5. 話し合いの内容は、都度診療録に記録し、医療・ケアチームへと情報共有を行います。
6. 人生の最終段階における医療・ケアの開始・不開始、変更、中止等は、医療・ケアチームによって、医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
7. 本人の意思確認ができない場合は、以下の手順によって、本人にとっての最善の方針を決定します。
 - ①家族等が本人の意志を推定できる場合は、その推定意志を尊重します。
 - ②家族等が本人の意志を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合います。
 - ③家族等がいない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で十分に話し合います。
8. 話し合いの中で、意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、患者本人または家族等の同意を得て、可能な限り医師会の臨床倫理委員会等外部専門家にて検討の上、方針等についての助言を得ます。

医療法人飯岡会 いいおか医院 院長 飯岡 大